

令和4年5月9日

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、柏原市懲戒処分の公表指針に基づき公表いたします。

1. 処分を受けた職員

政策推進部人事課人事係主査 男性職員 40歳

(事案発生当時：教育部図書館主査)

2. 処分内容

停職3月

3. 処分日

令和4年5月9日

4. 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号および第3号

(法令違反および全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)

同法第33条(信用失墜行為の禁止)違反

5. 事案概要

上記職員が、図書館(当時)に在籍していた令和4年1月31日に公然わいせつの疑いで逮捕。令和3年10月4日から同年12月20日までの間、4回にわたり八尾市内3か所において下半身を露出したとして、同罪で令和4年3月24日に罰金20万円の略式命令とされた。

これを受け5月9日付で処分を行った。

6. 市長のお詫びコメント

このたび、本市職員がおこした不祥事について、市民の皆さまに対し、市職員への信頼を著しく失墜させましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の行為は、刑事法規に触れる内容であり、公務員である以前に社会人としてあってはならない行為であり、また全体の奉仕者である公務員としてあるまじき非違行為でもあり、当該職員を停職3月としました。

今後は、二度とこのようなことが発生することのないよう、服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、皆さまからの信頼回復に向け取り組んでまいります。

令和4年5月9日 柏原市長 富宅正浩

問い合わせ

柏原市政策推進部人事課

072-971-5196